

# 第1章 計画の概要

# 1 策定の背景と趣旨

本市では、平成 29 年 3 月に市民の生涯を通じた健康づくりを推進するため、「市民一人ひとりが、心身ともに健康で、生きがいを持ち、いつまでも自分らしく生活できる社会の実現」を基本理念とした、「第 3 期けせんぬま健康プラン 21（以降「本計画」という。）」を策定しました。

本計画では令和 5 年度を最終年度とする 7 年計画で、7 つの分野を重点項目として、市民の健康づくりを支援するさまざまな取組を進めてきているところです。

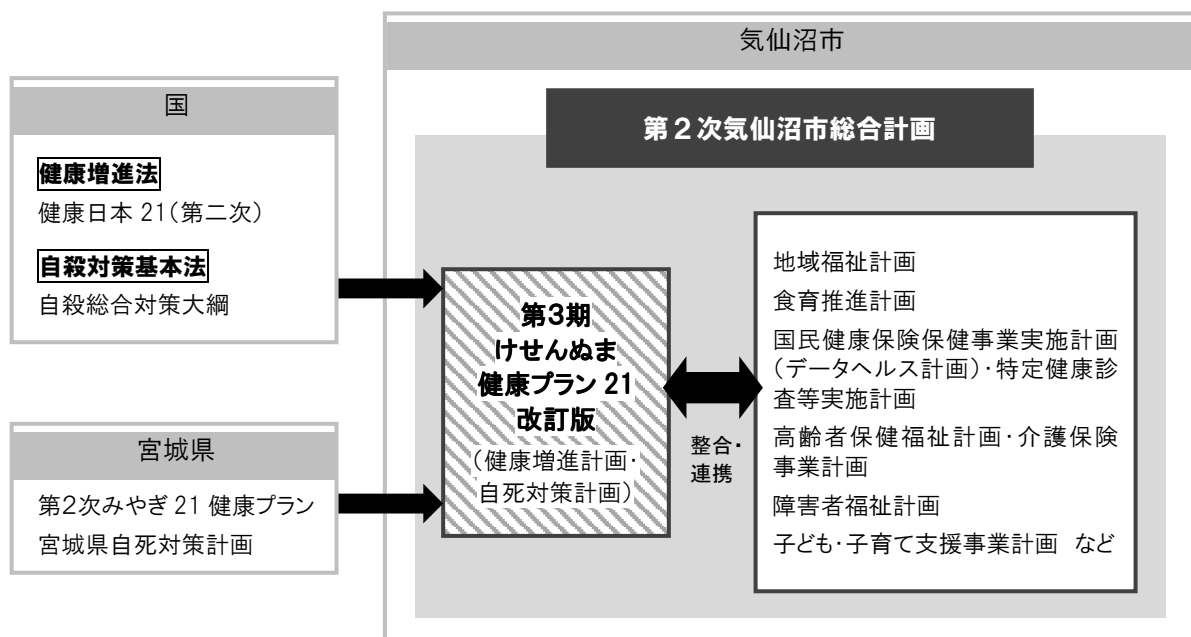
こうした中、令和元年度に計画の最終年度に向けた後期の重点的な取組を検討して見直しました。

# 2 計画の位置づけ

本計画は、「健康日本 21（第二次）」の地方計画及び健康増進法第 8 条第 2 項に基づく市町村健康増進計画として位置づけ、「第 2 次気仙沼市総合計画」や関連計画及び「第 2 次みやぎ 21 健康プラン」などと整合を図りながら推進します。

また、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づく市町村自殺対策計画を包含する計画として位置づけます。

計画の位置づけ



### 3 計画の期間

本計画は、平成29年度から令和5年度までの7年間とし、令和元年度の間評価を踏まえて見直しを行ったものです。



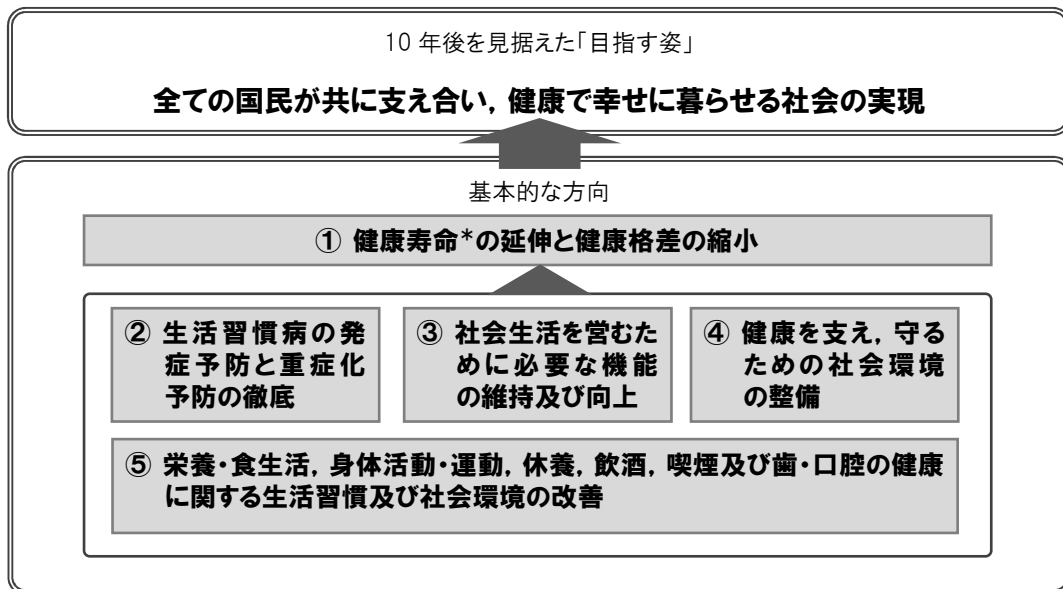
## 4 国・県の動向

### (1) 健康増進に関わる動向

国では、平成12年に「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」が策定され、その実現のために平成14年に健康増進法が施行されました。その後最終評価を経て、平成25年度を初年度とする「健康日本21（第二次）」が策定されました。

「健康日本21（第二次）」の開始5年目にあたる平成29年度には、「健康日本21（第二次）推進専門委員会」による中間評価が行われ、今後の対策の方針が示されました。

#### 健康日本21（第二次）における「目指す姿」と5つの基本的な方向



#### 「健康日本21（第二次）」の推進に必要な対策の方針（要約）

- 行政、保険者、保健医療関係団体、産業界が連携して社会環境の整備を進めることで、社会全体としての健康づくり運動に対する機運をより一層高める
- 国の策定した指針などについての認知度を高め、有用な情報が個人に届くよう図っていく
- 自治体における取組の温度差を解消するため、健康格差の要因分析の結果や、効果的な取組を行っている事例を広く周知し、各自治体がより重点課題などをわかりやすくしていく
- 取組そのものや結果に対する評価を適切に行うことができるよう、実施した取組に対する評価のプロセスやその改善の実施方法（PDCAサイクル）の優良事例の展開を図る必要がある
- 健康経営をはじめ、健康づくりへの自発的な取組を周知するなど、健康への参画を広く呼びかける

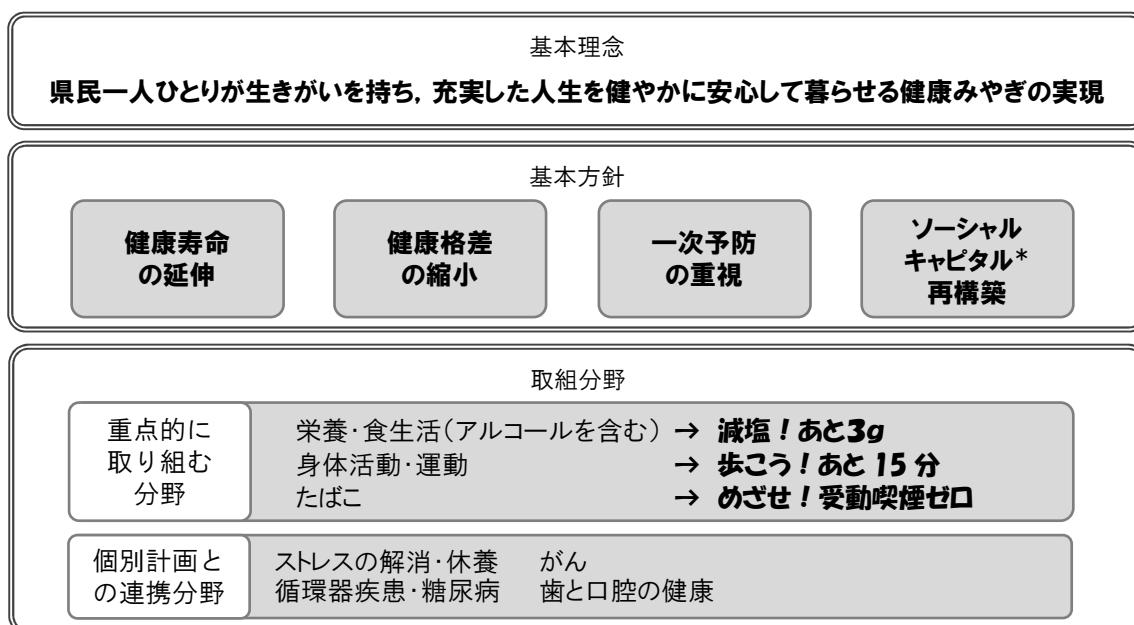
資料：健康日本21（第二次）中間評価報告書

\*健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことをいう。宮城県が国の「健康寿命の算定プログラム」に基づき、要介護2以上の認定数を除くなどにより毎年算定している。

宮城県では、平成 25 年度から令和 4 年度の 10 年間を計画期間とする「第 2 次みやぎ 21 健康プラン」を策定しました。「県民一人ひとりが生きがいを持ち、充実した人生を健やかに安心して暮らせる健康みやぎの実現」を基本理念とし、重点的に取り組む分野として「栄養・食生活（アルコールを含む）」「身体活動・運動」「たばこ」の 3 つを設定しています。

また、平成 28 年に計画の中間評価を行っており、重点的に取り組む 3 分野については、いずれも目標値の達成が難しい状況にあるため、後期もこの 3 つの目標を重点に進めていくこととしています。

### 第 2 次みやぎ 21 健康プランの概要



### 第 2 次みやぎ 21 健康プランの中間評価の結果と今後の主な取組の方向性

中間評価の 結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重点の「減塩！あと 3 g」「歩こう！あと 15 分」「めざせ！受動喫煙ゼロ」に関する目標項目については、いずれもこのままでは目標達成が難しく、さらに取組を強化する必要があります。</li> <li>○メタボリックシンドロームの該当者と予備群を合わせた割合は、少しずつ減少していますが、全国下位で推移しています。</li> </ul>
今後の主な 取組の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各地域の健康課題を明らかにし、地域ごとの課題解決に重点的に取り組み、健康格差の縮小を図ります。</li> <li>○子どもから大人までライフステージを通じた健康課題に対応し、生活習慣の改善を図るため、全ライフステージ切れ目なく支援できる体制を整えます。</li> <li>○スマートみやぎ健民会議を核とし、市町村、企業・保険者、教育機関、関係機関・団体等と連携し、引き続き 3 つの重点(「減塩！あと 3 g」「歩こう！あと 15 分」「めざせ！受動喫煙ゼロ」)を中心にメタボリックシンドロームの減少に重点的に取り組みます。特に、「歩こう！あと 15 分」を最重点目標とします。</li> <li>○いつでもどこでも手軽に健康づくりに取り組めるよう、歩きやすいまちづくりや食品企業、飲食店の減塩の取組など、健康なまちづくりへの社会環境の整備に重点的に取り組みます。</li> </ul>

資料：「第 2 次みやぎ 21 健康プラン中間評価」をもとに作成

\*ソーシャルキャピタル：人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴。

## (2) 自死対策に関わる動向

平成 18 年に自殺対策基本法が施行され、平成 19 年に初めての「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。その後、平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、都道府県及び市町村に、「自殺対策計画」を策定することが義務づけられました。この自殺対策基本法改正の趣旨や自死の実態を踏まえ、平成 29 年に「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

この大綱では、「地域レベルの実践的な取組の更なる推進」「若者の自殺対策、勤務問題による自殺対策の更なる推進」「自殺死亡率\*を先進諸国の現在の水準まで減少することを目指し、令和 8 年までに平成 27 年比 30%以上減少させることを目標とする」ことが掲げられています。

### 自殺総合対策大綱の概要認識

#### 基本理念

#### 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など）」を減らし、「生きることの促進要因（自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力など）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

#### 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

自殺は、その多くが  
追い込まれた末の死である

年間自殺者数は減少傾向  
にあるが、非常事態は  
いまだ続いている

地域レベルの実践的な  
取組を PDCA サイクルを  
通じて推進する

#### 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

資料：自殺総合対策大綱

\* **自殺死亡率**：ある集団に属する人のうち、一定期間中に自死で死亡した人の割合。死亡率（人口 10 万対）では、人口 10 万人当たりで、どのくらいの人が死亡したかを表している。

宮城県では、総合的かつ体系的な自死対策を展開するため、医療、法律、労働、当事者及び行政からなる「宮城県自死対策推進会議」を組織し、平成 21 年 3 月に「宮城県自死対策計画」を策定し、平成 25 年 3 月には東日本大震災の影響などを踏まえた県計画の見直しを行い、社会情勢の変化などに対応した自死対策を推進してきました。この結果、平成 21 年に 24.8 だった自殺死亡率は平成 27 年に 17.4 まで減少し、県計画の目標（平成 28 年までに自殺死亡率为 19.4 にする）を達成するなど、一定の成果を上げています。

また、平成 28 年には自殺対策基本法が改正され、平成 29 年には国の「自殺総合対策大綱」が閣議決定されたのを受け、県ではこれまでの計画を見直し、新たに平成 30 年度から令和 8 年度までの 9 年間の計画とする「宮城県自死対策計画」を策定して自死対策を推進しています。

#### 宮城県自死対策計画の概要

<b>計画の目標</b>	○令和 8 年の自殺死亡率为平成 27 年から 3 割以上減少させる (17.4→12.1)
<b>自死対策の基本的な方針</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 東日本大震災からの復興を推進する</li> <li>2 生きることの包括的な支援を推進する</li> <li>3 関係機関・施策が連携し総合的な取組を推進する</li> <li>4 実践と啓発を両輪として推進する</li> <li>5 各主体の役割の明確化と連携・協働を推進する</li> </ol>
<b>重点施策</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 東日本大震災の被災者への自死対策を推進する</li> <li>(2) 健康問題による自死対策を推進する</li> <li>(3) 勤務・経営問題による自死対策を推進する</li> <li>(4) 高齢者の自死対策を推進する</li> <li>(5) 経済的・社会的困窮による自死対策を推進する</li> <li>(6) 子ども・若者の自死対策を推進する</li> </ol>

資料：宮城県自死対策計画

